

青葉 MEMBER'S CLUB 会員規約

第一条（名称）

本会は、「青葉メンバーズクラブ」と称します。

第二条（所在地）

本会の事務局は埼玉県さいたま市西区三橋五丁目1505番地（青葉園管理事務所隣）に置きます。

第三条（会の目的）

本会は「青葉メンバーズクラブ」の趣旨に賛同し入会した会員及びご親族の、経済的、精神的負担を軽減することを目的としております。

第四条（会員特典）

会員は以下の特典を得られるものとします。

- ①葬儀を執り行う際、（青葉ライフサポートがホームページもしくは各種パンフレット類に掲載する）プランでの会員価格の適用。
- ②直営葬儀会館の利用料における会員価格の適用。
- ③葬儀信託「あんしん」への加入特典。
- ④葬儀の無料相談。
- ⑤その他葬儀を中心としたトータルサポート、サービスを受けること。

第五条（入会手続）

書面による入会手続

- ①入会申込時には事務局所定の「会員登録証」に必要事項を記入し、署名捺印のうえ事務局に提出いただくとともに入会金を入金していただきます。
- ②事務局は、前項の確認ができれば速やかに所定の入会手続を行い「青葉メンバーズクラブ」の会員であることを証明する会員カード「青葉メンバーズクラブカード」を交付します。

第六条（入会金及び入会金の振込）

入会金は10,000円・30,000円の2種類ございます。原則として入会時に現金一括支払いとなります。なお、一旦、支払済みとなった入会金は返還いたしません。

第七条（会員資格）

- ①会員は入会金受領をもって会員となり、カードが発行されます。大事に保管され、万が一のご葬儀及び特典のサービスを受ける場合には、カードを提示し必ず会員である事を申し出てください。
- ②有資格者は入会者及び入会者からみて2親等の範囲の方が適用となります。

第八条（権利行使）

入会者が第四条①、②の特典を行使しようとする場合は、第五条各項2号記載の「青葉メンバーズクラブ」を事務局または葬儀の打合せ担当者に提出するものとします。紛失等の理由によりカードの提出が困難な場合は、別途事務局が定める書面を提出することにより、代替できるものとします。

第九条（変更事項の届け出）

会員は、会員登録証に記載した事項（住所等）に変更が生じたとき、速やかに事務局に変更事項を届け出るものとします。会員が変更の通知をしなかったときは、事務局が把握している最後の住所地に通知したことにより連絡が完了したものとします。

第十条（会員の権利・名義の貸与・譲渡）

- 1) 権利行使後1ヶ月以内に事務所所定の名義変更手続を行うことで、「青葉メンバーズクラブ」に名義変更できるものとします。1ヶ月経過後に再入会する場合は有料にて新規の入会手続を行っていただきます。
- 2) 名義の貸与、譲渡はできません。

第十一条（入会申込の撤回「クーリングオフ」）

脱会をご自由ですが、相談室来社にて執り行います。入会金については、途中脱会も含めて返却できません。但し、入会を申し込まれた方は、入会申込書（控）を受領した日を含む8日間、本会に対し入会申込を撤回することができます。

第十二条（会員規約の解除）

会員が本規約に違反した時、または当会の運営を妨害するような言動・脅迫的言辞・暴力的行為があった時、また施行した代金及び商品購入で約束の支払いを怠ったと本会が認めた時は契約を解除します。

第十三条（適用範囲）

当社施行範囲とします。但し、会員特典に関して利用施設及び地域により利用できない場合があります。また、予告なく特典は変更になることがあります。

第十四条（会員規約の変更）

弊社は会員の承諾なしに本規約を変更するものとします。

第十五条（個人情報の保護）

個人情報の取得・管理は、青葉ライフサポート株式会社が別途定める「個人情報保護方針」に基づいて行うものとします。

第十六条（協議解決）

本規約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、会員及び「青葉メンバーズクラブ」事務局にて誠実に協議し解決するものとします。

第十七条（問合せ・相談窓口）

この規約についての問合せや会員権利の行使時の窓口は次の通りです。

「青葉メンバーズクラブ」事務局（年中無休 9：00～17：00）住所：さいたま市西区三橋五丁目1505番地（青葉園管理事務所隣）